

令和 8 年度（2026 年度）熊本連携中枢都市圏における
温室効果ガスの排出量及び削減量にかかる報告書作成等業務委託
仕様書

1 業務委託名

令和 8 年度（2026 年度）熊本連携中枢都市圏における温室効果ガスの排出量及び削減量にかかる報告書作成等業務委託

2 目的及び概要

本業務は、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度、以下「第 1 次計画」という。）及び第 2 次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（計画期間：令和 8 年度～令和 17 年度、以下「第 2 次計画」という。）の進捗管理の一環として、施策の見直し等に活用することを目的とし、熊本連携中枢都市圏を構成する市町村の温室効果ガスの排出量及び事業による温室効果ガス削減量を推計し、報告書に取りまとめるもの。

3 業務

本業務は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 第 1 次計画に基づく温室効果ガスの排出量の推計及び報告書の作成等
- (2) 第 2 次計画に基づく温室効果ガスの排出量の推計及び報告書の作成等
- (3) 熊本連携中枢都市圏を構成する市町村の事業による温室効果ガス削減量の推計及び報告書の作成等

4 対象範囲

本業務の対象範囲は以下のとおりとする。

(1) 3(1)の業務

熊本連携中枢都市圏のうち、以下の 18 市町村（以下「都市圏 18 市町村」という。）

※熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

(2) 3(2)及び(3)の業務

熊本連携中枢都市圏のうち、以下の 23 市町村（以下「都市圏 23 市町村」という。）

※熊本市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、長洲町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

5 履行期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）2 月 26 日（金）まで

6 業務内容

本業務の内容は、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 3(1)に掲げる事項

ア 第1次計画に基づく温室効果ガス排出量等の現況推計、排出要因の分析及び報告書の作成

(ア) 推計方法

温室効果ガスの排出量及び部門別排出量については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル【詳細版（旧・本編）】Ver2.2」（令和8年3月）（環境省）、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル【算定手法編】Ver2.3」（令和8年3月）（環境省）に基づき、委託者が提供するExcelファイルや資料を使用し推計する。その他の資料を使用する場合は委託者と協議すること。なお、都市圏18市町村全体の現況推計については、市町村の推計結果を単純合計した値とする。

(イ) 推計対象年度

温室効果ガスの排出量及び部門別排出量の推計対象年度は、令和4年度（2022年度）とする。なお、令和4年度（2022年度）の電力使用に起因する温室効果ガスの排出量については、九州電力における未調整排出係数（基準年度（平成25年度（2013年度））及び推計対象年度）を使用し、2通りの現況推計を行う。

(ウ) 推計区分

温室効果ガスの総排出量及び部門別排出量の推計区分は、以下のとおりとする。

- ① エネルギー起源CO₂：産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門
- ② エネルギー起源CO₂以外：燃料の燃焼分野、農業分野、廃棄物分野、代替フロン等4ガス分野

(エ) 推計対象物質

温室効果ガスの総排出量及び部門別排出量の推計対象物質は、以下のとおりとする。なお、②～④については、対象物質の排出量に、環境省が公表する地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素に換算して推計すること。

- ① 二酸化炭素（CO₂）
- ② メタン（CH₄）
- ③ 一酸化二窒素（N₂O）
- ④ 代替フロン等4ガス（HFC_s、PFC_s、SF₆、NF₃）

イ 排出状況に関する要因分析及び報告書の作成

温室効果ガスの排出量及び部門別排出量の基準年度（平成25年度（2013年度））比及び前年度（令和3年度（2021年度））比の増減を示し、要因を分析の上、現況推計と併せて報告書を作成する（都市圏18市町村全体版のみ作成）。報告書の作成においては、委託者が提供する報告書のひな形を使用すること。なお、報告書については、図表等を用いた定量的説明を行い、エネルギー消費量や活動量の変化等を示し、その

主な要因について、利用データに基づき説明すること。

ウ エネルギー消費量の算定、要因分析及び報告書の作成

令和 4 年度(2022 年度)の都市圏 18 市町村におけるエネルギー消費量について、6(1)ア(ウ)①の推計区分ごとに算定する。

また、エネルギー消費量の基準年度(平成 25 年度(2013 年度))比及び前年度(令和 3 年度(2021 年度))比の増減を示し、要因を分析の上、報告書を作成する。なお、都市圏 18 市町村の算定については、市町村の算定結果を単純合計した値とする。

(2) 3(2)に掲げる事項

ア 第 2 次計画に基づく温室効果ガス排出量等の現況推計、排出要因の分析及び報告書の作成

(ア) 推計方法

温室効果ガスの排出量及び部門別排出量については、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル【詳細版(旧・本編)】Ver2.2」(令和 8 年 3 月)(環境省)、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル【算定手法編】Ver2.3」(令和 8 年 3 月)(環境省)に基づき、委託者が提供する Excel ファイルや資料を使用し推計する。その他の資料を使用する場合は委託者と協議すること。なお、都市圏 23 市町村全体の現況推計については、市町村の推計結果を単純合計した値とする。

(1) 推計対象年度

温室効果ガスの排出量及び部門別排出量の推計対象年度は、令和 6 年度(2024 年度)とする。なお、令和 6 年度(2024 年度)の電力使用に起因する温室効果ガスの排出量については、九州電力における調整後排出係数(基準年度(平成 25 年度(2013 年度))及び推計対象年度)を使用し、2 通りの現況推計を行う。

(ウ) 推計区分

温室効果ガスの総排出量及び部門別排出量の推計区分は、(1)ア(ウ)と同様とする。

(エ) 推計対象物質

温室効果ガスの総排出量及び部門別排出量の推計対象物質は、(1)ア(エ)と同様とする。

イ 排出状況に関する要因分析及び報告書の作成

温室効果ガスの排出量及び部門別排出量の基準年度(平成 25 年度(2013 年度))比及び前年度(令和 5 年度(2023 年度))比の増減を示し、要因を分析の上、現況推計と併せて報告書を作成する(都市圏 23 市町村全体版及び各市町村版のいずれも作成)。報告書の作成においては、委託者が提供する報告書のひな形を使用すること。なお、報告書については、図表等を用いた定量的説明を行い、エネルギー消費量や活動量の変化等を示し、その主な要因について、利用データに基づき説明すること。

ウ エネルギー消費量の算定、要因分析及び報告書の作成

令和 6 年度(2024 年度)の都市圏 23 市町村におけるエネルギー消費量について、

6(2)ア(ウ)の推計区分ごとに算定する。また、エネルギー消費量の基準年度（平成 25 年度（2013 年度））比及び前年度（令和 5 年度（2023 年度））比の増減を示し、要因を分析の上、報告書を作成する。なお、都市圏 23 市町村の算定については、市町村の算定結果を単純合計した値とする。

(3) 3(3)に掲げる事項

令和 7 年度（2025 年度）の都市圏 23 市町村の事業による温室効果ガス削減量について、都市圏 23 市町村が提供する事業シート（Excel ファイル）に基づき算定するとともに、報告書を作成する。なお、都市圏 23 市町村の算定については、市町村の算定結果を単純合計した値とする。

ア 事業シートの更新

都市圏 23 市町村の事業シートのうち、「5. 温室効果ガス削減量」について、令和 7 年度（2025 年度）の実績を基に削減量を算定する。

なお、令和 7 年度（2025 年度）に新規で作成された事業シートにおける削減量の算定方法については、既存の事業シート、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル【算定手法編】Ver2.3」（令和 8 年 3 月）（環境省）等に基づき検討する。

イ 削減状況等に関する要因分析及び報告書の作成

基準年度（令和元年度（2019 年度））比及び前年度（令和 6 年度（2024 年度））比の事業や施策の実施状況、温室効果ガス削減量の増減等について調査し、要因を分析の上、報告書を作成する（都市圏 23 市町村全体版及び各市町村版のいずれも作成）。なお、報告書の作成においては、委託者が提供する報告書のひな形やデータ等を使用する。

(4) 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策協議会への出席

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策協議会における、熊本連携中枢都市圏を構成する市町村における温室効果ガスの排出量及び市町村の事業による温室効果ガス削減量の報告において発生する質問に対し回答を行う。以上の内容に関する開催回数は 1 回とする。なお、委託者と協議の上、WEB での参加も可能とする。

(5) 成果品

受託者は、令和 9 年（2027 年）2 月 26 日（金）までに、都市圏 18 市町村並びに都市圏 23 市町村及び市町村ごとの算定結果を報告書に取りまとめ、提出すること。作成する報告書は、モノクロ印刷時に判別可能なものとする。報告書の形式は紙媒体及び電子データ（CD-ROM 等の記録媒体）とし、受託者から都市圏の各市町村に直接提供すること。

ただし、成果品について、熊本市には全成果品を、都市圏 18 市町村には、6(1)、6(2)のうち都市圏 23 市町村全体版と当該市町村版、6(3)のうち都市圏 23 市町村全体版と当該市町村版を、都市圏 23 市町村には 6(1)、6(2)のうち都市圏 23 市町村全体版と当該市町村版、6(3)のうち都市圏 23 市町村全体版と当該市町村版を各 1 部のみを紙

媒体で納品するものとする。

また、以下の期日までに、それぞれ成果品の途中経過を熊本市に提出すること。

- ア 6(1)に定める報告書（案）及びデータファイル
令和8年（2026年）11月27日（金）
- イ (ア) 6(2)に定める業務のうち、速報値を算定したデータファイル
令和8年（2026年）7月17日（金）
(1) 6(2)に定める業務のうち、確定値を算定したデータファイル及び報告書（案）
令和9年（2027年）1月29日（金）
- ウ (ア) 6(3)に定める業務のうち、算定したデータファイル
令和8年（2026年）7月17日（金）
(1) 6(3)に定める業務のうち、算定したデータファイル及び報告書（案）
令和8年（2026年）12月18日（金）

7 その他

- (1) 受託者は、仕様書及び委託者との協議結果に基づいて業務工程表を作成し、業務着手の時期までに委託者に提出するものとする。
- (2) 算定にあたっては、第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画策定時のデータ（2013年度以降の算定結果）と整合性を図るものとする。
- (3) 算定にあたって発生する関係先（都市圏を含む。）との連絡調整については、受託者が行うものとする。
- (4) 算定に必要な公開統計資料の収集は受託者が行うものとする。
- (5) 本仕様書の解釈について疑義が生じた際には、その都度、委託者と協議するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。
- (7) 本件に関する資料・成果品の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の承認なしに他に公表、貸与及び使用しないものとする。